

■ 2007年度活動方針

1. 重点課題

重点課題1) 地域生活支援の確立に向けて(「自立支援法」等)

「自立支援法の出直し」を求める1万5千人の声に突き動かされるように、自立支援法は、全面施行後わずか2ヶ月でその見直しがなされた。

各種の調査を見ても、入所、通所、在宅サービスの中でも、特に、サービス抑制の影響が大きく出ているのが介護など在宅サービス関係である。ところが、今回の見直しでは、重度障害者の長時間介護や移動支援の問題など、在宅サービス系に対して十分な対応がなされていない。また、ケアホームの入居者はホームヘルプ利用が認められなくなり重度障害者の支援を困難にするとの指摘が相次いだ。が、「重度訪問介護・行動援護相当」と極めて限定的な利用者に対して一部併給を認めるようになったに過ぎない。

今回の見直しで積み残された点にこそ、今後の課題が示されている。障害者の地域生活実現を真正面に据えた、根本からの制度見直しを引き続き求め、提言していかなければならない。そうした点から、今後、「自立支援法」の施行の影響や、各自治体での障害福祉計画の実施状況の把握を進めていく。その中で、「退院支援施設」の実態化を食い止めるとともに、地域生活を実現する社会資源やサポートの整備を進めていく。

また、各地では、支給決定に対する不服審査請求が申し立てられており、今後は、司法での闘いが繰り広げられていく可能性がある。こうした新たな闘いを進めるために必要な体制は、協力関係にある弁護士等とともに確保していく。

全国大行動実行委員会に結集している団体を中心に、地域での連携を深めながら、障害種別を超えた取り組みとネットワークを強化し、「われら自身の声」を高めていく。

また、「自立支援法」は2年後に見直しが予定されている。ちょうど、その時期は権利条約にあわせた国内法整備の時期とも重なってくる。権利条約の「障害の定義」や「自立生活・地域生活に関する条項」等の趣旨を積極的に活用し、現状の障害認定制度の改善や障害の範囲の拡大、今後の社会保障のあり方も見据えた当事者からの政策提言を進めていく。そのために、2006年度から開始した「ポスト自立支援法」に関する政策研究を引き続き進めていく。

一方、介護保険に関するヒアリングでは、障害者団体がこぞって「議論自体の凍結」を求めた。にもかかわらず「介護保険の普遍化」という言葉を使い、厚生労働省サイドからの誘導的な議論が進められようとしている。今年7月の参議院選挙後に「介護保険との統合＝障害者施策の吸収合併」議論が再燃することもある。今後も「障害者の地域生活」「施設・病院からの地域移行」といった基本視点から、議論・提言を行っていく。

重点課題 2) 障害者差別禁止法制定に向けて

1990年のアメリカでのADA制定は、日本の障害当事者にも強い刺激となった。しかし、JDA制定の動きは、具体的な運動となることなくかけ声に終わった。

ところが、2000年、ADAその後の10年を検証するワシントンDCでの差別禁止法を巡る国際会議にて多数の国で立法化が進んでいるという報告がなされた。そのことが再度の衝撃となり、2001年の国連社会経済理

事会による日本政府に対する差別禁止法制定の勧告も追い風となってようやく日本でも差別禁止法制定に向けた動きが始まった。

主な動きとしては3つあり、1．毎年開催される政策研を母体とする「障害者差別禁止法制定」作業チーム(以下、政策研作業チーム)による要綱案作成作業を通して、主に障害当事者の意識を喚起するなど、その他の団体も含めた障害当事者団体の動き、2．「日本弁護士連合会」(以下、「日弁連」)の特別部会を中心とした差別禁止法試案の作成と立法の必要性の社会的認知を訴える動き、3．自治体レベルでの障害者差別禁止条例制定の動きなどである。

まず、障害関係団体の動きとしては、権利条約策定交渉とも連動しながら、JDFの活動の柱として確認するなど広い連携のなかで、差別禁止法制定の必要性が確認されている。また、DPI日本会議のメンバーも関わっている「市民がつくる政策調査会(以下、「市民政調」)」では、政策研作業チームと連携しながら政治日程に乗せる為の具体的な法案作りを行っている。2つ目に関しては、日弁連特別部会の動きが日弁連全体の下承をとり、一部の弁護士、学者、国会議員など専門家筋に対して一定の影響を与えている。3つ目の自治体レベルでの条例制定に関しては、障害の定義や教育等での課題はあるが千葉県での条例制定化が大きな一歩となり、これからの動きを加速させる力を秘めている。

加えて、第61回国連総会において権利条約が採択されたことは、国会の自由裁量を縛る大きな後ろ盾となり、政府も全く無視できなくなってきた。しかし、障害当事者の認知は、中央レベルにとどまっており、地方まで浸透していない。「自立支援法」を巡っては地域レベルで自主的な運動が確立されてきているが、その水準まではいたっていない。政府、国会に対してもほんの一部に影響を与えているだけであり、議員立法として提案されても、どれだけの賛同を得られるか、未知数である。千葉県の条例制定を可能にした要因は、知事のリーダーシップ、担当した行政官僚の一般世論形成に向けた丁寧な取り組み、地域の障害者団体の団結であった。これらの要素は、どの地方自治体にも備わっているというものではない。

このような状況を大きく進展させる鍵は、「自立支援法」でつくられた草の根のネットワークとJDFを最大限活用して、差別禁止法の必要性について障害当事者の意識を喚起し、「自立支援法」の見直しとともに差別禁止条例の制定運動を、各地域における新たな運動の結集軸として進めることである。そのための具体的なアクションプログラムを策定することがDPI日本会議としての緊々の課題である。

重点課題 3) バリアフリー新法の効果的活用に向けて

2006年12月に施行されたバリアフリー新法は、対象者の範囲を広げた。また、交通バリアフリー法とハートビル法を統合しバリアフリー化対象の範囲も拡充した。その後、策定された基本方針は、旧法の交通バリアフリー法の各種整備等の目標年次である2010年までの目標を継承拡充するものであり、各種公共交通機関のバリアフリー化整備を大幅に進めなければならないものとなっている。

また、新法により基本構想の重点地区の範囲も広がった。その範囲は、これまでの「鉄道駅とその周辺」から、障害者や高齢者等が日常生活でよく利用する生活関連施設を中心とする地域エリアも重点整備地域とできるようになった。そして、地域住民及び障害当事者の提案・参画が法的に明記されるなど、当事者がより深く関与できることとなった。さらに、ホームからの転落防止策として最も有効なホームドア・可動式ホーム柵が独立した基準となり、その整備が求められるようになった。

しかし、バリアフリー新法においても、わたしたちが求め続けている「移動権(利用権を含む)」や「乗車拒否や利用拒否」の禁止規定は明記されていない。このために、バリアフリー化設備のある施設や車両において、「乗車拒否」や「利用拒否」を防げないという大きな矛盾が残されたままである。そうした課題に対しては「心のバリアフリー」という形でしか対応が示されておらず、当事者参画による職員研修等の提案・実現が重要になってくる。また、切れ目のない移動の確保やそのための交通体系の整備も、新法においても依然として課題として残されたままである。

DPI日本会議としては、引き続き「乗車拒否・利用拒否」「設備の未整備や不適切な接遇による事故」「バリアフリー化の進展の地域間格差の拡大」「無人駅・駅員削減などによる新たなバリア」「基本構想の

当事者参画の著しい格差」等の問題に対して、取り組みを進めていくことが必要である。

今年は、バリアフリー新法施行に伴う各種ガイドラインの見直しや新たな法律の実際の運用の一年目に当たる。DPI日本会議としては、これらの動向を注視し、参画し、これまで以上に、より安全に円滑に移動・利用できる様に、2007年度末までの継続した取り組みを進めていくことが重要になる。

以上の状況をふまえ、今年度は、下記の諸活動を行う。

1. 権利条約の国内履行が課題になる中で、あらためて「移動・利用の権利」及び「乗車拒否・利用拒否の様相と障害者差別性について」を明確化していく。
2. ユニバーサルデザインに基づく改善が課題となる中、知的障害や精神障害者、難病者等の課題の明確化を進めていく。また、ハンドル式電動車いすやストレッチャー利用者を想定したバリアフリー化を推進していく。
3. ハンドル式電動車いすの利用に関する委員会やホームドア・可動式ホーム柵の委員会へ積極的に参画し提言していく。また、この間、電車やバスに比べて課題が残ったままになっている航空機利用のバリアフリー化について取り組みを進める。
4. 法律に明記された協議会や住民提案制度を活用して、より一層の当事者参画を推進していく。公共交通機関のみならず、生活関連施設やS T S等も含めたまちづくり的な視点からの提言・検討をしていく。
5. バリアフリー新法を使いこなしていくために、当事者バリアフリーアドバイザー養成の研修プログラムを実施する。また、当事者参画に基づく接遇研修について、プログラムや教材・人材（当事者講師）の検討・開発を進める。

重点課題 4) 精神障害者の人権と地域を生活確立するための障害種別を超えた連帯に向けて

現在、精神障害者は「心身喪失者等医療観察法（以下、医療観察法）」と「自立支援法」という隔離政策・福祉抑制政策のただ中におかれ、多くの制約のもとでの生活を強いられている。これらの政策を根本から問い直し、権利の回復と主体的な生活を支えるものに作り替えていく取り組みが必要である。精神障害者を取り巻く以下の課題に対し、障害種別を超えた連帯を強化し、積極的な取り組みを展開する。

1. 「退院支援施設」に対する取り組み

退院促進に逆行する「退院支援施設」について、国は4月施行を強行した。まっとうな退院促進のあり方とピア・サポートについて、全国的に共有化の取り組みをすすめるとともに、都道府県に対してこの事業を実体化させないための働きかけを強めていく。

2. 医療観察法の撤廃に向けた取り組み

一年で約400人から500人の当事者がこの法の対象となっている。軽微な傷害事件も対象となるなど、この法の対象が拡大される傾向が出始めている。精神科特例は残しながら、他方で医療の名のもとでの隔離政策を行っており、精神障害者の権利侵害がまかり通っている。きわめて差別的であり、精神障害者を地域から排除することに繋がりがかねない「医療観察法」の撤廃を求めた運動を展開していく。

3. 「自立支援法」関連

(1) サービスの支給決定方式の見直し

今回、支給決定基準に取り入れられた障害程度区分は、もともと介護保険ベースの「身体機能」を中心とした認定調査であり、精神障害者には適さない主張してきた。この間の認定調査の状況を見ると、一次判定から二次判定での向上変更は国平均で約55%となっているが、この変更率が80%を超える地域も出ている。こうした結果を見ても、現行の障害程度区分調査では、精神障害者の「状態の波」「陰性症状」という障害特性をまったく考慮していないことが明らかになった。精神障害者の生活実態を反映しない障害程度区分による支給決定を改め、当事者の必要に応じたサービスの提供を可

能とする支給決定方式とするよう、見直しを求めて運動を展開していく。

(2) サービス内容の見直し

「自立支援法」の基礎的なサービスであるホームヘルプ・サービスは、現状では精神障害者にとって利用しにくいものとなっている。申請を受け付ける市町村の窓口で申請書の提出を拒否されたり、利用の制限が行われる等の事態も起きている。さらに、一定の利用が認められたとしても、精神障害者のホームヘルプをうける事業所がまだまだ少ないため、ヘルパー派遣が困難という現状もある。

精神障害者にとって重要なサービスである通院時における移動支援に関しても、身体障害者に適用されている居宅介護の身体介護が、精神障害者の場合は、利用できない。そのため、地域生活支援事業の移動支援で対応させている地域も現れている。こうした対応においては、利用料の追加負担が生じる場合がある。また、利用時間が少なく、単価設定も低額なために、対応する事業者が限られるという状況にあり、きわめて利用しにくいものとなっている。こうした実態をふまえ、自立支援法における精神障害者向けサービスの見直しを図らせて行く必要がある。あわせて精神障害者の日常生活の困難に関わる「状態の波」「陰性症状」の「おっくうさ」「ひきこもり」等に対する、「促し」「働きかけ」「見守り」等を重視する項目等を含むサービスメニューの検討を図らせて行く必要がある。さらに身体障害者に限定されている「重度訪問介護」の範囲の拡大を図り、精神障害者も対象とするよう働きかけを強めていく。

作業所・生活支援センター・グループホーム

作業所・小規模通所授産の新体系への移行に伴い自己負担が発生することで、地域の生活資源から切れていく当事者が出てくる可能性が強い。また、作業所や地域活動支援センターの人数算定方法が精神障害者の実態からかけ離れており、地域生活を支援する活動が縮小してしまう危険性がある。さらにグループホームでは原則的にホームヘルプが使えず、入院時の保障もなされないという制度変更により、グループホーム運営が危機的な状況にある。

ピアサポートを中心とした、精神障害者の地域生活を支える仕組みの体系化に向けた検討を行う。

重点課題 5) 原則統合・インクルーシヴ教育の確立に向けて

2007年4月より文部科学省は特別支援教育を本格的に実施した。しかし、それはこれまで原則分離を貫いてきた障害児教育の体制を改めるものではなく、既存の特殊教育に発達障害と認定した子どもたちを新たに位置づけたにすぎない。今回改訂された学校教育法にもとづく同施行令の改訂も、就学決定にあたって市町村教育委員会が専門家と同等に親の意見を聴取するとはしたものの、特別支援学校（盲・ろう・養護学校）に就学すべき対象とされる障害の範囲や就学の通知を障害児には別に行うという原則分離の根幹に関わる規定を削除あるいは改めるまでには至らなかった。こうした多くの課題を残す障害児への教育の体制変更の一方で、権利条約では、いまや国際的にも大きな流れとなっている、一般教育の場へと障害児を統合する中で一人ひとりの教育的ニーズを保障していくというインクルーシヴ教育の方向性が条文に明記された。原則統合を前提とするインクルーシヴ教育の方向を制度的に確立していくことは、権利条約の批准の前提としても、また日本国内での制定に向けて動きが活発になっている差別禁止法の内容においても、緊急に取り組んでいかなければならない課題である。

2007年度は、権利条約の国内批准に向けた取り組みと、差別禁止法制定へ向けた取り組みがさらに進められていくことを踏まえ、地域自立と人権確立の社会づくりのために、原則統合を前提とするインクルーシヴ教育へと障害児教育の抜本的な制度改革に向けた当事者団体としての意見集約と提起を積極的に行っていきたい。同時に、同じ方向をめざす他団体との共同活動を引き続き進めるためにも、2007年度内に制度改正に向けた議論の場をDPI日本会議として設定していきたい。さらに、地域での実態の違いを踏まえて障害児教育の運動に当事者団体としてより深く関わることを加盟団体へ呼びかけ、各地での活動を広げることにも取り組んでいきたい。

重点課題 6) 国際活動・支援の推進および発展に向けて

○障害者の権利条約批准に向けて

1. 第61回国連総会は障害者の権利条約を採択した。全世界の障害者と関連団体は多くのエネルギーを費やして画期的な条約をその手中にした。しかし、権利条約はそれを作ることに主眼があるのではない。これを活用して、権利を阻害してきたこれまでの国内法を抜本的に見直し、差別禁止法をはじめとする権利法を整備させることがもっとも大きな目的である。

条約の署名が開放された3月30日をもって、私たちの闘いの舞台は国連から国内に移った。今後は、子どもの権利条約のように、国内法制度の改正を行わずに批准するということは決して認めてはならない。そのためには、早急に批准させることのみを獲得課題とするのではなく、国内法の改変整備を批准の最低条件に据えなければならない。

2. 権利条約は、包括的なモデルとして自由権のみならず社会権も規定している。従って、この権利条約は、障害のある人の生活全般を対象としており、障害者が直面しているあらゆる問題との関連性を有している。

3. だからこそ、個々の問題を条約がどのように位置づけているのか、個々の課題の解決に当たってどの程度利用できるものなのかなど、この権利条約の内容を子細に学習し、法的な根拠として、障害当事者が身につけることが出発点となる。

そこで、DPI日本会議として、全国的な学習キャンペーン活動を別項で述べた差別禁止法制定運動との連携の下に展開することが求められる。

4. 次に、これまでの主な運動課題と条約との関連性を明らかにし、この条約を活用した新たな戦略を練り直す必要がある。既に動き出している学校教育法施行令を、インクルーシブ教育を原則としているこの条約をテコに全面改正させるなど、これまで要求していた課題と条約が要求するレベルとの整合性を獲得しなければならない。

そして、この権利条約を前提とした個別課題毎の誰にでも分かりやすいスローガンを設定すべきである。

5. 個別課題の他に、差別禁止法の制定がもっとも大きな全般的課題となる。差別禁止法の制定は、自由権の確立に必要不可欠であると共に、社会権に権利性を付与し自由裁量的なサービスの後退を許さない歯止めとなる。

とりわけ、差別禁止法の制定はDPI日本会議に課された最重要課題の一つであることを自覚し、取り組んでいくことが必要である。

6. 条約の国内および国際モニタリングをNGOが実行化するための手段とネットワーク化を検討する必要がある。条約を梃子（てこ）に障害者団体の団結をさらに固めて、策定交渉のエネルギーを今後のモニタリングにおいて持続させる必要がある。

7. 多くの人に条約を理解してもらうために、DPI日本会議の編集で解放出版社よりQ&A形式による条約の解説書を今年度中に出版する予定である。

○日本の当事者運動と世界の当事者運動の架け橋として

2007年はDPI国際会議の年である。9月のDPI韓国大会への参加はもちろん、DPIアジア太平洋ブロック総会、10月のDPI北東アジア小ブロック会議（北京）へ代表を派遣し、権利条約の推進に向け、意見交換を進めていく。

DPI韓国大会の開催に伴い、世界レベル、アジア太平洋ブロックレベルともに役員の改選が行われる。DPI日本会議としては引き続き、世界・ブロックの動きに積極的に関与できるように、体制をつくって臨んでいきたい。

権利条約の推進や第二次アジア太平洋障害者の十年の実施にあたり、DPIアジア太平洋事務局の果たすべき役割はますます重要であることから、その財政支援に引き続き取り組んでいく。

○2007年第7回DPI世界会議韓国大会に向けて

今年は9月にDPI韓国大会が開催される年であり、その成功と参加に向けた本格的な取り組みを進めていく。権利条約締結後、最初に行われる大規模な障害者関係の国際大会であり、大会の内容は権利条約を軸に進められる予定となっている。条約の内容に沿った形で国内法制度の見直しを進めていく運動を展開するという面でも、この大会の意義は大きい。

前回の開催国である日本からは、300人以上の参加目標を設定し、DPI日本会議が中心となり、より多くの参加者を募っていく。

また、この大会では、全体会や分科会以外にも、ILグローバルサミットと障害女性サミットの2つの大規模な集会在予定されている。これらのサミットは、今回の大会を契機としてそれぞれの世界のネットワークを形成することが一つの目的となっている。これらのサミットへの参加も積極的に呼びかけることで、加盟団体以外の障害当事者や関係者を、広くDPIの運動に取り込むきっかけとなることが期待できる。

○当事者リーダーの育成と自立生活運動の普及に向けて

JICA研修「アフリカ地域障害者の地位向上コース」は8月に9カ国から9名が参加して、日本とタイで行われる。今年は障害者の権利条約をメインテーマに据え、行動計画も策定される。一部のメンバーはタイでの研修後、DPI韓国大会へ参加する。

ダスキ研修は、5月に台湾とフィリピンの研修生を1週間受け入れる予定である。

2. その他の事業方針

1) 政策提言事業

○障害者の所得保障の確立に向けて

厚生労働省内に設置された「障害者の所得の確保に関する検討チーム」の検討結果が2007年度内には出されるものと思われる。しかし現状では、このチームの検討課題としては福祉的就労の拡大等が主となり、障害者の所得保障に関しての根本的な検討は後回しにされそうである。障害基礎年金のあり方や社会手当の創設など所得保障の本質的な課題についても検討課題に含めるよう働きかけをしていく必要がある。国立社会保障・人口問題研究所が行っている「障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究」は2007年度が最終年となり、これまでの調査活動で得られたデータをもとに、障害者の所得保障の方向性に関するまとめが出されることとなる。DPI日本会議としてもその経過を注意深く見守っていく必要がある。また、加盟団体である「障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議」（以下、「障大連」）と、この研究チームの協力の下に、今秋、大阪において所得保障に関する学習の機会を持つことが検討されている。

昨年度から全社協の障害者関係団体によって行われている「障害者の所得保障に関する研究委員会」の活動も2年目となる。初年度に示された問題提起をより具体的な政策としまとめ、その実現に向けた行動を展開する必要がある。

無年金障害者の解消に関しては、基礎年金の全額税負担による無年金問題の完全な解決を図ることをめざしながら、現在無年金障害者対策として実施されている特別障害者給付金の対象範囲を拡大し、すべての無年金障害者の解消を図らせる取り組みを行う。特に、在日外国人障害者の無年金問題の解決により一層の力を注いでいく。また、社会的格差ならびに貧困の解消を課題として活動をはじめた「貧困のネットワーク」には積極的に参加し、障害分野以外の人々とも協力して、新たな社会保障のあり方を検討していく。

○生命倫理・優生思想に関する取り組み

私たちは、障害者が生きていく上でのさまざまな権利を、障害のない人と差別なく平等であると主張してきたが、その根本である命の平等性がここに来て危うくなりつつある。

それは「社会に役立つものだけに生きる権利があり、役に立たないものには生きる権利がない」とする優生思想であり、そうした考え方は、医療費や福祉サービスの抑制を進める政策動向として現れてきている。

そうした社会状況を背景に、具体的には「自立支援法」では旧来のADL自立・職業自立的な自立観に揺り戻り、能力主義・訓練主義的な施策再編が行われ、更に「臓器移植法」の見直しや「尊厳死法案」、「治療停止ガイドライン」策定等、障害者の存在そのものを否定する優生思想に基づく法案化の動きが出てきている。24時間の介護保障等、生きるための環境整備もしないで、実質的に人工呼吸器を外す選択をせざるをえない状況に追い込むといった、地域生活を脅かす議論が急ピッチにすすめられている。

こうした優生思想を強化する社会状況は、私たち障害者から生まれること生きることの権利を奪い、「死ぬ権利」だけを認める恐ろしい社会を意味する。私たちは障害者が人間としてあたりまえに生きていける社会を実現するためにも、幅広い人間観の構築を図っていくと同時に、優生思想とそれに基づく政策に対して命を奪われる危機感を持って反対の声を上げていくことが必要である。

○就労に関する取り組み

日本の障害者の労働に関する問題は、「雇用と福祉的就労の縦割り」と、権利性の脆弱さが特徴づけられる。「自立支援法」下で「就労支援」が強調される中、能力主義・訓練主義的な再編が行われるなど、その問題はより浮き彫りになってきている。また、景気回復に伴い障害者雇用率が若干上昇したと言われるが、未だに法定雇用率達成にはほど遠い現状にある。

権利条約では、「合理的配慮」を行わないことを差別とするなど、日本の状況に照らした時に画期的な内容を伴っている。権利条約の国内履行においては、権利に基づく障害者の雇用・就労支援政策を確立していくことが大きな課題となる。特に、一般就労が困難な状態におかれている重度障害者の雇用を推進するとともに、一般就労後、長く働き続けられるための継続的な支援システムの確立等を議論していくことが必要である。

また、「自立支援法」による小規模作業所の地域活動支援センターへの移行に伴う問題点を明らかにするとともに、あらためて労働の場としてのあり方のイメージの共有化と賃金補てん等も含めた制度を検討していくことが必要である。

2) 調査研究事業

○障害者自立支援法に関する取り組み

2006年度の「ポスト自立支援法」に関する政策研究事業では、日本の社会保障全体の動向とそこでの障害者施策のあり方についての基本的な論点をまとめた。今後、さらに、権利条約の国内履行の中で、障害者の自立生活、地域社会のインクルーシブ化のための具体的な政策提言が必要となる。そのため、政策プロジェクトを継続していく。

キリン福祉財団から助成を得て、障害当事者・支援者・学識経験者等をメンバーとした検討委員会を設置し、社会保障全般の動きを含めたヒアリングを行い、障害者の自立・社会参加を実現する法制度について検討する。さらに、先進的なサービスを実施している諸外国の実例研究のために、DPI韓国大会で発題する障害当事者から集中したヒアリングを行い、その比較検討を行う。その成果をもって「障害当事者がつくる社会サービス法」（仮）につなげていく。（まとめた成果については、次年度、書籍として出版予定）

3) 普及啓発事業

○機関誌：編集体制の強化と内容の充実に向けて

機関誌（「DPI」）においては、今年度も昨年度に引き続いて、編集委員の常任委員会傍聴などを通して、編集委員会の力量を強化し活動の充実を図る。今年度は条約採択を受けた国内の動きと、DPI韓国大会への取り組みを重点的に行う。また、販売部数及び広告収入の増加は組織一体となって取り組んでいく。具体

的には、購読会員獲得の目標の設定等の取り組みを進める。

月刊紙（「われら自身の声」）については、年4回発行媒体である機関誌との役割分担をより鮮明にし、相互補完する体制を整えて、迅速な情報提供が行えるようにしていく。

○インターネットによる情報発信の充実に向けて

インターネット上で提供している3つのメディア（ホームページ、ブログ、メールマガジン）それぞれの役割を明確にして、内容の充実を図る。ホームページは「書庫」としての機能に特化し、DPI日本会議が出した要望書や資料を中心に整理していく。ブログは、ニュースやイベント紹介など、速報性を有するものを適宜掲載していく。メールマガジンについては、ニュース、行動呼びかけ、ホームページ更新案内を中心に回数を増やしていく。

4) 権利擁護事業

○DPI障害者権利擁護センターの活動について

2007年4月1日から、DPI日本会議との合併により、以下の改編等を行う。

1．DPI障害者権利擁護センターは、DPI日本会議定款第5条に基づき「障害者の権利擁護に関する事業」に位置づける。

2．事業の継続性を保つために、「DPI障害者権利擁護センター」の称号はこれまでどおり用いることとし、所長職を置く。

3．DPI障害者権利擁護センターの運営を担っていた「運営委員会」については、「世話人会」と改称し、相談員への支援を中心に機能する。また、DPI障害者権利擁護センターに関するその他の事項を諮る機関となる。

4．DPI障害者権利擁護センターの運営方針は、DPI日本会議常任委員会が決定する。

世話人会が相談員へ支援を行うことで、組織的に安定した相談体制を確保する。そして、これまで以上に自立生活センターをはじめとする地域資源との連携を深める。

また、DPI障害者権利擁護センターが近年取り組んでいる事例をまとめた事例集を出版する。事例集は障害者自身が、自らが受けている権利侵害に気づくことができるようなスタイルでまとめることを計画している。

5) 団体育成事業

○加盟団体への支援、ネットワーク強化に向けて

DPI日本会議の地方ブロックの形成は、草の根の障害者運動の結集という点からも重要である。可能な地域から、地方ブロック化に向けた準備を引き続き進めていく。昨年の大阪大会でつくられたネットワークを手始めに、各地でブロック設立の準備を進めていく。また、DPI東京行動委員会を通してより広範な組織化を図っていく。

なお、障害福祉計画やバリアフリー基本構想など、これまで以上に地域レベルでの取り組みが求められており、加盟団体の枠を超えたネットワークの強化を図る。

○地域団体への支援について

今後も引き続き講師としてDPI日本会議の常任委員を派遣する等の支援を行っていく。特に加盟団体の少ない地域や地方ブロック化につながる可能性のある地域の集会等への取り組みを、強化していく。

6) その他事業

DPI日本会議ホームページへの点字印刷ビギンの案内掲載以降、点字作成に関する問い合わせが増えつつ

ある。また、2006年度、新規に受けた依頼について、引き続き今年度も依頼を受けることができた。今後も継続的な依頼先の確保および新規の依頼先を開拓し、視覚障害者の情報保障に努めて行く。

3. 組織体制整備

○会員の増大に向けて

2007年度も引き続き、正会員、賛助会員及び購読会員の獲得に務める。また、加盟団体の少ない地域における新規会員の確保に努力する。

○権利擁護センターの組み入れ、事務局のパワーアップに向けて

2007年度よりDPI障害者権利擁護センターを組み入れたことを受け、職員の新規雇用や雇用体制の見直し等を行う。また、DPI日本会議の役割、並びに求められる業務内容の複雑・多岐化に対応すべく、事務局員のパワーアップのための研修等を引き続き行っていく。

○財政及び予算執行について

2007年2月、寄付者が税制優遇を受けることのできる「認定NPO法人」の認可を得ることができた。この制度を有効活用するため、個人・団体・企業へのDPI日本会議の活動への理解と周知を得て、寄付や支援を積極的に獲得するよう努め、厳しい財政状況から、安定的な財源確保のため引き続き取り組んでいく。

また、定款第5条(1)の に基づく「基金」の運用及びDPI日本会議会員の会費減免に関する対応規定の整備を進める。